

山崎西学園 いじめ防止基本方針

1 基本理念

2026 年 4 月 1 日、「夢をもち『あい』を大切に子ども ～認めあい、励ましあい、学びあい、ふるさと愛～」を育てたい子ども像として掲げた併設型小中一貫校「山崎西学園」が創設された。本学園では小中学校の 9 年間にわたり、子どもたちが「自分を大切にし、他者を思いやる心」を育み、安全・安心に生活できる環境を守り続けることをめざしている。

この山崎西学園いじめ防止基本方針は、法及び国・県・市の基本方針を踏まえ、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、本学園におけるいじめの防止等に関する基本的な方針等を示すものである。

本基本方針に基づき、本学園ではいじめ問題の克服に向けた施策や活動を総合的かつ効果的に展開し、いじめはどの児童生徒にもどの学級でも起こり得るものだという基本認識に立ち、早期発見早期対応・早期解決に務めるとともに発達支持的生徒指導・課題未然防止教育の積極的な推進を組織的に行う。

2 いじめとは

「児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法）

3 校内いじめ問題対策委員会の設置

（1）構成員

校長、教頭、生徒指導担当者、学級・学年担任、養護教諭、SC、SSW 等

（2）主な機能と役割

- ・ 月 1 回程度の開催によるいじめに関する情報の収集・記録と疑いがある場合の迅速な対応
- ・ 山崎西学園いじめ防止基本方針の策定や見直し、および年間計画の作成・実施
- ・ 子ども、保護者、地域住民に対する意識啓発と相談・通報窓口の周知
- ・ いじめの防止等について PDCA サイクルによる検証・改善

4 発達段階に応じた「重点取り組み」

各発達段階の特性に合わせ、以下のようにアプローチを変えながら、根底にある「命を大切にする心」を繋ぐ。

校 種	子どもの状態（捉え方）	重点的なアプローチ（未然防止・指導）
小学校	集団行動が増え、人間関係が固定化・複雑化し始める時期。	* 相手の立場に立つ想像力を養う。 * 相手を思いやる心を育む。 * 「いじめは絶対に許されない」という共通認識を徹底する。 * ネット・SNS における情報モラル指導。
中学校	思春期を迎え、SNS の利用や人間関係が不可視化（潜在化）しやすい時期。	* 「いじめを許さない雰囲気」の自発的創造（生徒会活動など）。 * ネット・SNS におけるコミュニケーションの指導強化。

5 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

各校の実情や発達段階に応じた指導体制と組織的対応を確立する。

【連携・予防・早期発見の体制】

生活指導部会・連携連絡会

山崎西中学校区パートナーシップ生活部会内や各校間で定期的な情報交換をととして、小中の円滑な接続に資するとともに気になる子どもの経過観察や校区全体の傾向分析を行う。

いじめ防止研修会

教職員のいじめ対応能力向上を図るため、機を見て開催する。

いじめアンケート・相談窓口の明示

学期に一回以上の定期的ないじめアンケートを実施し、いじめ事案の早期把握に努めるとともに担任や SC 等の相談ルートを生徒に明示して潜在化するサインを見逃さないようにする。

【事案発生時における対応体制】

緊急いじめ対策委員会

いじめを認知した場合、各校長のリーダーシップのもと速やかに緊急いじめ対策委員会を開催し対応にあたる。

外部機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関（市教育委員会【青少年育成センター・宍粟市総合教育センター・学校支援チーム含む】、兵庫県教育委員会【播磨西教育事務所学校問題サポートチーム含む】警察・弁護士・司法書士・宍粟市家庭児童相談室・兵庫県子ども家庭センター等）との連携体制を強化し、組織的に対応する。

6 いじめの未然防止（発達支持的生徒指導・課題未然防止教育の推進）

（１）学級経営・集団づくり

互いの違いを認め合う仲間づくりを進める。温かい声かけにより、自己肯定感・自己有用感を高める。

（２）人権教育

いじめは人権を著しく侵害する行為であり決して許されないという理解を促し、生命尊重の精神と人権意識を高める。

（３）道徳教育

教材や体験を通じて他者を思いやる気持ちに触れ、物事を多面的・多角的に考えることで、内面的資質としての道徳性を主体的に養う。

（４）体験活動の推進

「しろう森林の探検隊」や自然学校、地域交流などを通して豊かな人間性と社会性を育む。学校・家庭・地域が一体となって「心の教育」を充実させる。

7 いじめが発生した場合の対応

いじめ（またはその疑い）を認知した際は、以下のステップをもとに対応する。

① **いじめの認知・発見**：小さなサインも見逃さない。

② **事実確認・組織対応**：一人で抱え込まず校長へ報告する。校長は速やかに緊急対策委員会を設置し、早期対応にあたる。また、重大事態（別記参照）発生のおそれがある場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、関係機関と迅速に連携する。

③ **いじめを受けている子ども（児童生徒）の徹底保護**：いじめを受けている子どもを守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信をもたせる。保護者には、その日のうちに面談し、事実関係を伝える。なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、子どもおよび保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

④ **いじめを行っている子ども（児童生徒）への指導・支援**：いじめを行っている子どもからは気持ちや状況を十分聴き取り、その背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく

毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の子ども、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに今後の取組について方針等を共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害側の子どもの心情や言い分を十分に聞いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

懲戒を加える際は、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

- ⑤ **周囲の子どもへの指導**：当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。
- ⑥ **解消に向けての支援**：いじめを受けている子ども・いじめを行っている子ども、双方の保護者と密に連絡をとって進める。
- ⑦ **継続した観察・支援**：楽観的なとらえ方はせず、長期的にケアと支援を続ける。
- ⑧ **解消の定義**：いじめに係る行為が相当期間（3 か月）止まり、かつ被害児童生徒がその行為による心身の苦痛を感じていないと、本人・保護者双方への確認等から認められる状態をもって当該いじめ事案の解消とする。加害児童生徒が被害児童生徒に対し、単なる謝罪を行っただけでは解消とはみなさない。

8 その他の事項

基本方針については、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、学級懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「山崎西中学校区パートナーシップ推進委員会 生活部会」を中心に毎年点検を行い、国県や市の最新のいじめ対策研究に基づいた改訂作業を行う。

別記：重大事態とは

重大事態の定義は、次のとおりとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（目安は年間 30 日）

（いじめ防止対策推進法 第 28 条）

【いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより（文部科学省 平成 29 年 3 月）】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合（具体例）

- ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・ 暴行を受け、骨折した。
- ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

③ 金品等に重大な被害を被った場合（具体例）

- ・複数の生徒から金品を強要され、総額１万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ 精神性の疾患を発症した場合（具体例）

- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合